

## 議第54号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年6月9日提出

三島市長 豊岡 武士